第五次地域管理経営計画書

第一次変更計画

(高知森林計画区)

十 自 平成27年4月1日 中計画期間 至 平成32年3月31日 **2** 平成32年3月31日 **2** 平成32年3月31日 **2** 平成32年3月31日 **3** 年

[変更年月 平成28年3月]

四国森林管理局

第五次地域管理経営計画(高知森林計画区)の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程(平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号)第6条第9項に基づき変更する。

- ① 主伐再造林の推進に伴う、主伐の追加と更新の追加
- ② 密度調整が必要な林分について間伐の追加

【変更する項目】

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的事項
 - (4) 主要事業の実施に関する事項

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

① **伐採総量** (単位: m³ 、ha)

区分	主 伐	間 伐	計
計	$96,978 \ \langle (54,473) \rangle$	<u>202, 287</u> (<u>1, 834</u>)	<u>299, 265</u>

注:《 》は分収林の収穫量で内書、()は間伐面積である。

② **更新総量** (単位: ha)

区分	人工造林	天然更新]
計	<u>155</u>	13	<u>168</u>